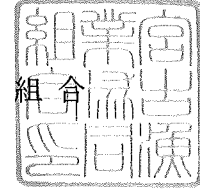


宮 漁 管 第 47 号
令 和 8 年 6 月 8 日

正 組 合 員 各 位

宮 古 漁 業 協 同 組 合



さけはえ縄漁業の許可希望調査について

日頃より、当組合の事業推進に当たりましては特段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げる次第であります。

さて、去る令和2年12月1日より施行されました改正漁業法により、県知事漁業許可の枠数が定められるため、枠数設定のための許可希望者の調査依頼が岩手県よりありました。

つきましては、下記漁業許可を希望される方は、来る6月17日(水)までに本所管理課、または各支店・支所まで申し込み願います。

本調査後、許可枠数が設定され次第、案内を発送しますので希望された方は必ず申請するようお願い申し上げます。

記

対象許可漁業	船舶条件	漁業許可期間	備考
さけはえ縄漁業 (5海里以内)	・なし	令和8年 10月16日	・ノリコー共済又はチョココー共済への加入が必要となります。 (すでに加入している方を除く) ・岩手県さけ延縄漁業組合金費をご負担頂きます。
さけはえ縄漁業 (10海里以内)	・3トン以上 10トン未満 ・無線設備及びGPS 又はレーダー設備	から 令和9年 1月31日 まで	

※本許可を希望する方で、船舶の漁船登録票の漁業種類欄に「はえなわ(さけ)漁業」が表記されていない場合は本所管理課または各支店支所までお問い合わせください。